

「令和6年京都市はたちを祝う記念式典の運営」に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「令和6年京都市はたちを祝う記念式典の運営」の企画及び実施に関し、民間事業者に委託するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により、事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものです。

2 委託事業の概要

(1) 委託事業名

「令和6年京都市はたちを祝う記念式典の運営」業務委託

(2) 委託事業の内容

（別紙1）「令和6年京都市はたちを祝う記念式典の運営」業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 委託金額の上限

21,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

(1) 業務委託の仕様書を十分に理解し、業務委託を実施できる規模のスタッフを有し、業務委託を的確に遂行できる者であること。

(2) 事業者が次の各号に該当する場合は応募できません。

ア 本市の指名競争入札有資格者名簿又は一般競争入札有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載される者にあつては、募集開始の日から選定結果の通知の日までの間において本市により競争入札参加資格停止の措置を受けた者

イ 有資格者名簿に登載されていない者にあつては、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

また、市民税若しくは法人市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を納付する義務のある者にあつてはこれらが未納となっている者

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

プロポーザルに参加する事業者は、持参、郵送及びEメールにより次の書類を提出してください。合わせて、提出した旨を当課に電話連絡してください。

ア 参加表明書

イ 提案企業概要等（様式1及びパンフレット等）

ウ 式典進行計画書（様式2）

エ 会場内外の整理・誘導計画書（様式3）

オ 業務実施体制計画書（様式4）

カ 式典充実企画提案計画書（任意様式）

キ 見積書及び見積内訳書（任意様式）

(2) 提出部数

持参又は郵送：原本1部、コピー7部

Eメール：電子データ1部（ただし、全てPDF形式とする。）

(3) 提出期限

令和5年7月13日（木）午後5時まで

※参加表明書については令和5年7月5日（水）午後5時まで

※提出期限必着

(4) 有資格者名簿に登載されていない場合

(1)に掲げる書類とともに、次に掲げる書類を併せて提出してください。全ての書類について原本（コピー不可）を各1部持参又は郵送により提出してください。提出期限は(1)に掲げる書類の提出期限と同日とします。

ア 登記事項証明書

イ 納税証明書（法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書）

ウ 納税証明書（京都市税）

エ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）

オ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書（第1号様式）

5 本件に関する質問期限及び回答

(1) 質問者

本書及び仕様書等に対して質問ができるのは参加表明書を提出した者のみとします。

(2) 質問期限

令和5年7月5日（水）午後5時必着

(3) 質問方法

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課にEメールで送付してください（電話又は面談での質問は受け付けません）。

※送付後、電話にて送付した旨を御連絡ください。

(4) 回答日及び回答方法

令和5年7月10日（月）までに、参加表明書の提出があった者全員に対して、質問事項及びその回答をEメールで通知します。

6 選定方法

選定は、「京都市はたちを祝う記念式典運營業務受託候補者選定委員会」が行います。選定にあたっては（別表）「京都市はたちを祝う記念式典」運營業務委託プロポーザル評価基準」の事業実施能力を総合的に評価し、最低制限の評価点（配点合計の200点のうち120点）以上の基準を上回った者のうち、最も評価点が高い提案を行った者を受託候補者として決定します。評価点が高同点の者が2者いる場合の順位は、選定委員会が審議して決定します。

また、複数の事業者から参加表明があった場合、提案内容についてヒアリングを実施するため、プレゼンテーションの実施方法・日時について、別途連絡します（令和5年7月21日（金）午後を予定）。

なお、1者だけの応募であった場合も書類審査を行い、評価の合計が120点以上であれば、受託候補者とします。

7 選定結果の通知

選定結果は、参加した事業者全員に書面通知するとともに、本市ホームページ（京都市情報館）上で公表します。

8 契約に関する基本事項

受託候補者との契約においては、次の事項を基本とします。

(1) 契約内容及び金額について

受託候補者の選定後、委託内容、契約金額等については受託候補者と協議を行い、委託契約を締結する。

(2) 契約金額の変更について

契約締結後に、仕様書の内容に変更が生じた場合は、内容に応じ、契約金額を増額又は減額し、変更契約を締結する。

(3) 受託候補者の選定の取消

以下の要件に該当する場合は、選定を取り消し、受託候補者の選定において順位が高かった者の順に協議を行う。その場合の申請に係る費用は全て申請者の負担とする。

ア 応募資格を有すると偽った場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 委託内容経費等について協議不調の場合

(4) 契約期間

契約日から令和6年3月31日（日）までとする。

(5) 再委託について

受託事業者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、本市の承認を得なければならない。

9 スケジュール（予定）

日程	実施内容
令和5年6月28日（水）	応募受付開始、質問受付開始
令和5年7月5日（水）午後5時	質問受付及び参加表明書提出期限
令和5年7月10日（月）	質問に対する回答期限
令和5年7月13日（木）午後5時	提出書類等提出期限
令和5年7月21日（金）午後	プレゼンテーション（競合した場合のみ）
令和5年7月下旬	選定結果の通知
令和5年8月上旬	初回打合せ

10 問合せ先及び提出先

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 前田・小野寺

電話：075-748-0016

メール：seijinshiki@city.kyoto.lg.jp